

小議発第5号
平成29年4月12日

小金井市議会議員様

小金井市議会事務局長

加藤明彦

平成29年第1回小金井市議会臨時会の招集
について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

- 専第1号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市市税条例の一部を改正する条例)
専第2号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)
専第3号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

なお、

- 監査委員の選任に関し同意を求めることがあります。
- 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることがあります。

は、市長から送付され次第、後日送付します。

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成29年4月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成29年3月31日

小金井市長 西 岡 真一郎

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条第1項の規定による申告書
- (2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第18条第6項中「第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条第1項の規定による申告書
- (2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条第1項中「第18条第4項の申告書」を「第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第51条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条

第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第52条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第74条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第77条の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第78条の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第92条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第92条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第92条第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

付則第16条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第17条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第17条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第102条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第17条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

付則第18条を次のように改める。

(読替規定)

第18条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

付則第18条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15

条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を削り、同条第11項を同条第10項とする。

付則第19条第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7

条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第37条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第18条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。

付則第40条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第51条第4項中「第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）を「特例適用配当等申告書（）に、「ものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条第1項の規定による申告書
- (2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書

が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

付則第52条第4項中「第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条第1項の規定による申告書

(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書
が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第52条第6項中「第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第6条の規定 公布の日

(2) 付則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後的小金井市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第3項及び第5項並びに第52条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第74条第8項及び付則第18条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第78条第2項及び第92条の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前的地方税法（以下次項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを小金井市市税条例第102条第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三

者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（小金井市市税条例第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第101条及び新条例」を「小金井市市税条例第101条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第101条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第101条第2号ア(イ) a	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第101条第2号ア(イ) b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
付則第17条第1項	第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ) a の項	第2号ア(イ) a	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(イ) a

	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ) b の項	第2号ア(イ) b	平成26年改正条例付則 第6条の規定により読み 替えて適用される第10 1条第2号ア(イ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中付則第17条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

付則第17条の2を削る。

第2条を次のように改める。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第6条の表新条例付則第17条の表第101条第2号アの項の左欄及び中欄中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

付則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

専第1号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「外国居住者等所得相互免除法」とは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律を、「租税条約等実施特例法」とは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する（市民税関係。法第313条、法附則第33条の2、外国居住者等所得相互免除法第8条、租税条約等実施特例法第3条の2の2、条例第18条、第26条、付則第37条、付則第51条、付則第52条）。
- (2) 法改正に伴い、課税の特例について、適用期限を3年間延長する（市民税関係。法附則第6条、附則第34条の2、条例付則第16条、付則第40条）。
- (3) 震災等により滅失又は損壊した償却資産の代替償却資産について、固定資産税の課税標準の特例措置を新設する（固定資産税関係。法第349条の3の4、条例第74条）。
- (4) 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定する（固定資産税関係。法第352条、条例第77条）。
- (5) 被災市街地復興推進地域に定められた場合における共用土地に係る税額の按分の申出について規定する（固定資産税関係。法第352条の2、条例第78条）。
- (6) 被災市街地復興推進地域に定められた場合における住宅用地の適用の申告について規定する（固定資産税関係。法第349条の3の3、条例第92条）。
- (7) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置を廃止する（固定資産税関係。法附則第15条、条例付則第18条の2）。

- (8) 耐震改修及び熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置を新設する（固定資産税関係。法附則第15条の9の2、条例付則第19条）。
- (9) 軽自動車税の軽課（グリーン化特例）について適用期限を2年延長する（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）。
- (10) 法規定の新設に伴い、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定する（軽自動車税関係。法附則第30条の2、条例付則第17条の2）。
- (11) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、当該(1)及び(2)に定める日から施行する。

- (1) 付則第6条の規定 平成29年3月31日
 - (2) 付則第5条の規定 平成31年10月1日
- (付則第1条)

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例第51条第3項及び第5項並びに第52条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(付則第2条)

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 新条例第74条第8項及び付則第18条（改正法による改正後の方税法（昭和25年法律第226号。以下イにおいて「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した

新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（ウにおいて「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

ウ 新条例第78条第2項及び第92条の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下エにおいて「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

エ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（付則第3条）

（3） 軽自動車税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

イ 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを条例第102条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下（3）において「第三者」という。）にあるときは、法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下（3）において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者みなして、軽自動車税に関する規定（条例第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

ウ イの規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（付則第4条）

5 その他

条例付則第17条の改正に伴い、小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）及び小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号）の規定を整備する。

（付則第5条、付則第6条）

小金井市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)	
第18条 省略	第18条 省略	
2 省略	2 省略	
3 省略	3 省略	
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日までの属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書)をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき(これら申告書にその記載がないことは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとときは、この限りでない。) (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の4月1日までの属する年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(これら申告書にその記載がないことは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。) (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の4月1日までの属する年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(これら申告書にその記載がないことは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。) (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5 省略	5 省略	
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書)をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき(これら申告書にその記載がないことは、当該特定株式等譲渡所得金額についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとときは、この限りでない。	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(これら申告書にその記載がないことは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。) (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは(これら申告書にその記載がないことは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。) (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

- (1) 第29条第1項の規定による申告書
 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎により配当割額を課された場合又は同条第1節第5款の規定により配得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となり株式等譲渡所得割額の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略
 3 省略

(法人の市民税の申告納付)

第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第9項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第9項及び第23項の申告納付にあつてはそれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長されたとする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間

第26条 所得割の納税義務者が、第18条第4項の申告書に記載した規定による

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
 第26条 所得割の納税義務者が、第18条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となり特定配当等に係る所得の金額に係る所得割額を課された場合又は同条第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略
 3 省略

(法人の市民税の申告納付)

第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第9項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第9項及び第23項の申告納付にあつてはそれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長されたとする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間

特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となり特定配当等に係る所得の金額に係る所得割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長されたとする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間

間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定による）から1月を経過する日までの期間に相当する延滞金額に加算して施行規則第22号の4様式による納付書による納付書によつて納付しなければならない。

4 省略

5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたときは（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為による市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこととを予知して提出した修正申告書に係る市町村税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村税にあっては、第1号に掲げる期間にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 省略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第54条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額

税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 省略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたときは（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこととを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村税にあっては、第1号に掲げる期間に限り）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 省略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第54条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額

については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用ができないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けるものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合に当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第1号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第2号の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該法人税額（法第321条の8第4項において同じ。）の課税税額をいう。以下この項及び第54条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について納付すべき均等割額については、当該連結法人税額にのみならず、第8条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第52条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14・6ペーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限までの期間については、年7・3ペーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 省略

額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができます。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けるものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合に当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第1号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項において同じ。）の課税税額をいう。以下この項及び第54条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について納付すべき均等割額については、当該連結法人税額にのみならず、第8条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第52条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間又は当該納期限までの期間については、年7・3ペーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限までの期間については、年7・3ペーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 省略

規定期定の整備

書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けるものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合に当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第1号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項において同じ。）の課税税額をいう。以下この項及び第54条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について納付すべき均等割額については、当該連結法人税額にのみならず、第8条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第52条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間又は当該納期限までの期間については、年7・3ペーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限までの期間については、年7・3ペーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4

4 第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について「修正申告書」という。）の提出があつたと いいて「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき（当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（偽りその他の不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 省略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間 (固定資産税の課税標準) 第74条 省略	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略
--	--	--	--

10 省略 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)	10 省略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第77条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所同上有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する割合 (4) 省略	10 省略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第77条 施行規則第15条の3第2項の規定によると、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 省略
2 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)	2 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出) 第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出 2 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出) 第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	2 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出) 第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出 2 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出) 第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
2 (法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法)	2 (法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法) 第78条 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。)の代表者が法第349条の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第92条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第92	2 (法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法) 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。)の代表者が法第349条の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第92条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第92

て同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする各年度とする。) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 省略
(6)

2 法第349条の3第1項の規定の適用を受けける土地に係る被災年度の翌年度又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度とする年1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする各年度分については、前条の規定は、適用しない。

(1) 省略
(6)

て同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする各年度の各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする各年度までに提出しなければならない。

(1) 省略
(6)

2 法第349条の3第1項の規定の適用を受けける土地に係る被災年度の翌年度又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする各年度の各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする各年度までに提出しなければならない。

付 則

(肉用牛による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市肉用牛の売却に民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納稅通じる課税の特例知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めると市長が認めた第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 省略	省略	省略	第17条 省略
2 省略	省略	省略	法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
3 省略	省略	省略	法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
4 省略	省略	省略	法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
5 省略	省略	省略	法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
6 省略	省略	省略	法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
7 省略	省略	省略	法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(軽自動車税の賦課収取の特例)
第 17 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課収取に關し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	軽自動車税の賦課収取の特例に係る規定の追加
2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 102 条第 2 項の納期限(納期限)が延長があったときは、その延長された納期限(後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第 104 条及び第 105 条の規定を除く。)を適用する。	軽自動車税の賦課収取の特例に係る規定の追加
3 前項の規定がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 1 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	同上
4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 11 条の規定の適用について、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(付則第 17 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。	(読み替規定)
第 18 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 74 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「もしくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。	第 18 条 法附則第 15 条、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 74 条第 8 項中「又は第 349 条の 5」とあるのは、「もしくは第 349 条の 5 又は法附則第 15 条、第 15 条の 2 もしくは第 15 条の 3」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略			
2) 省略	4	法附則第15条第3項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第3項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
3) 省略	5	法附則第15条第3項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法附則第15条第3項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
4) 省略	6	法附則第15条第3項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法附則第15条第3項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
	7	法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
	8	法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
	9	法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
	10	法附則第15条第4項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第4項に規定する市町村の条例で定める割合ノンフロン製品に係る課税標準の廃止の繰上げ
	11	省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	第19条 省略 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これら規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
	12	省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	第19条 省略 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これら規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
	13	省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	法附則第15条の8第1項又は第2項の賃家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
	14	省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	法附則第15条の8第1項又は第2項の賃家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) { (2) 省略	省略		
4 省略			
5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受ける者には、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 1 号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受ける者には、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 1 引用条項の整備 2 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。		
(1) { (2) 省略	省略		
6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受ける者には、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受ける者には、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。		
(1) 省略	(1) 省略		
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する從前の権利に對応する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項において準用する同条第 17 項に規定する從前の権利に對応する部分の床面積	(1) 省略	
(3) 省略	(3) 省略		
7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受ける者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受ける者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1) { (2) 省略	
(3) 省略	(3) 省略		
8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居宅改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居宅改修専有部分について、これらの規定の適用を受ける者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則同上	8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居宅改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居宅改修専有部分について、これらの規定の適用を受ける者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則同上	(1) { (2) 省略	
(3) 省略	(3) 省略		

第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1) 省略	(2) 省略	(3) 省略	(4) 法附則第15条第9項に規定する特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(6) 省略	(7) 法附則第15条の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(8) 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
9 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1) 省略	(2) 省略	(3) 省略	(4) 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(6) 省略	(7) 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(8) 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
10 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称)	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(4) 耐震改修が完了した年月日	(5) 耐震改修に要した費用			

第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 省略
- 9 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 省略
- 10 法附則第15条の9第9項の热损失防止改修住宅又は同条第10項の热损失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	1.1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定耐損失改修住宅専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する耐損失改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(4) 热損失改修工事が完了した年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(5) 热损失改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(4) 热損失改修工事が完了した年月日
(6) 热损失改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	(5) 热损失改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	1.1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定耐損失改修住宅専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する耐損失改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助金確定通知書に施行規則附則第7条第14項に規定する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 省略	(1) 省略
(4) 省略	(4) 省略
(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) 省略	(6) 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 省略

前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の配当所得に係る支払を受けた場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けた場合並びに第2項及び第1項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けた他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらとの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得額に對する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定に定める金額に相当する各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に相当する額とする。

第37条 省略

前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の配当所得に係る支払を受けた場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けた場合並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けた他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

（特定上場株式等の配当等の記載の適用）

特定上場株式等の配当等の記載の適用に係る旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けた場合並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けた他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得額に對する市民税の所得割の額は、同項の規定に定めた場合に相当する額とする。

(1) 省略	2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。	3 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとときは、この限りでない。 (1) 第29条第1項の規定による申告書 (2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	5 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
(1) 省略	2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。	3 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、この限りでない。）に限り、適用する。	5 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
(2) 省略	2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。	3 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、この限りでない。）に限り、適用する。	5 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではないとみなす。	3 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、この限りでない。）に限り、適用する。	5 省略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	

第52条	省略	前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>条約適用配当等申告書</u> （市民税の納税通知書が送達された次に掲げる申告書）をいいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは（ <u>条約適用配当等申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないこととが適当であると市長が認めるとときは、この限りでない。
	(1) 第29条第1項の規定による申告書	
	(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
5	省略	租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第52条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「 <u>条約適用配当等</u> 」といいう。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u> にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（ <u>条約適用配当等申告書</u> にこれららの記載がないことを含む。）であつて、当該条約適用配当等の金額の計算の基礎となつた <u>条約適用配当等の特例等</u> に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「 <u>租税条約等実施特例法</u> 」といいう。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「 <u>租税条約等実施特例法</u> 第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の
2	省略	前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>条約適用配当等申告書</u> （その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第52条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「 <u>条約適用配当等</u> 」といいう。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u> （その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の規定の適用がある場合を除く。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（ <u>条約適用配当等申告書</u> にこれららの記載がないことを含む。）であつて、当該条約適用配当等の金額の計算の基礎となつた <u>条約適用配当等の特例等</u> に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「 <u>租税条約等実施特例法</u> 」といいう。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「 <u>租税条約等実施特例法</u> 第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の
3	省略	前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>条約適用配当等申告書</u> （その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第52条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「 <u>条約適用配当等</u> 」といいう。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u> （その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の規定の適用がある場合を除く。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（ <u>条約適用配当等申告書</u> にこれららの記載がないことを含む。）であつて、当該条約適用配当等の金額の計算の基礎となつた <u>条約適用配当等の特例等</u> に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「 <u>租税条約等実施特例法</u> 」といいう。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「 <u>租税条約等実施特例法</u> 第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の

4」とする。

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第6条の規定 公布の日
- (2) 付則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後的小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第3項及び第5項並びに第52条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第74条第8項及び付則第18条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第78条第2項及び第92条の規定は、平成28年4月1日

第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の固定資産税について「旧法」という。) 第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税について適用する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを小金井市市税条例第102条第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（小金井市市税条例第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。
付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例

第101条及び新条例」を「小金井市市税条例第101条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第101条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第101条第2号ア(イ) a	6,900円	5,500円
第101条第2号ア(イ) b	10,800円	7,200円
付則第17条第1項	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第17条第1項 の表第2号ア(イ)の項	小金井市市税条例等 の一部を改正する條 例(平成26年条例 第23号。以下この 条において「平成2 6年改正条例」とい う。)付則第6条の規 定により読み替えて 適用される第101 条	
付則第17条第2号ア(イ)	平成26年改正条例 付則第6条の規定に より読み替えて適用 される第101条第 2号ア(イ)	
付則第17条第2号ア(イ) a の表第2号ア(イ) a の 項	3,900円	3,100円
付則第17条第2号ア(イ) b の表第2号ア(イ) b の 項	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第17条第2号ア(イ) b の表第2号ア(イ) b の 項	平成26年改正条例 付則第6条の規定に	

項	より読み替えて適用 される第101条第 2号ア(イ)b	
	3,800円	3,000円
(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)		
第6条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第 35号)の一部を次のように改正する。		
第1条の2中付則第17条第2項から第4項までを削る改正規定の 次に次のように加える。		
付則第17条の2を削る。 第2条を次のよう改める。		
(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)		
第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例 第23号)の一部を次のように改正する。		
付則第6条の表新条例付則第17条の表第101条第2号アの項 の項の左欄及び中欄中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改 める。		
付則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、 同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。		

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成29年4月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成29年3月31日

小金井市長 西 岡 真一郎

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第13条中「第28項もしくは第32項」を「第27項、第31項、第44項もしくは第45項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後的小金井市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである(以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。)。

2 改正内容

平成29年度税制改正により、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定が整備されたことに伴い、その所要の規定の整備を行う(法附則第15条、条例付則第13条)。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する(付則第1条)。

4 経過措置

この条例による改正後的小金井市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による(付則第2条)。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項もしくは第32項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条の3まで」とする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

専第3号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の施行に伴い、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成29年4月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成29年3月31日

小金井市長 西 岡 真一郎

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専第3号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「施行令」とは地方税法施行令を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 5割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27万円（改正前26万5,000円）に引き上げる（施行令第56条の89、条例第22条第2号）。

(2) 2割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を49万円（改正前48万円）に引き上げる（施行令第56条の89、条例第22条第3号）。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(国民健康保険税の減額)		
第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合は、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合は、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	5割減額対象基準額の引上げ
(1) 省略	(1) 省略	
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>26万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えて得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	ア イ ウ 省略
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えて得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えて得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	ア イ ウ 省略

ない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア
エ
省略

ない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア
イ
エ
省略

付
(施行期日)

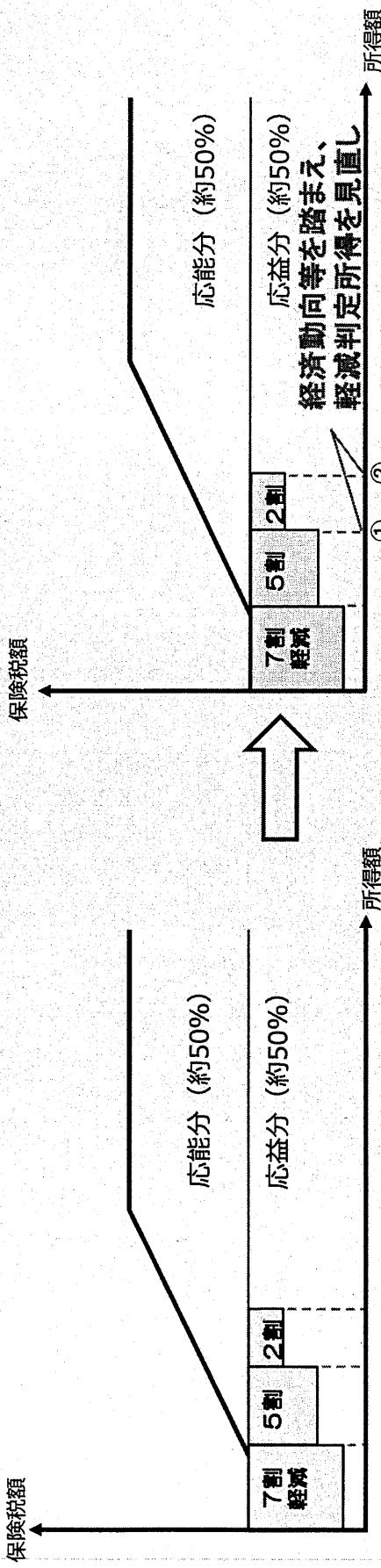
1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

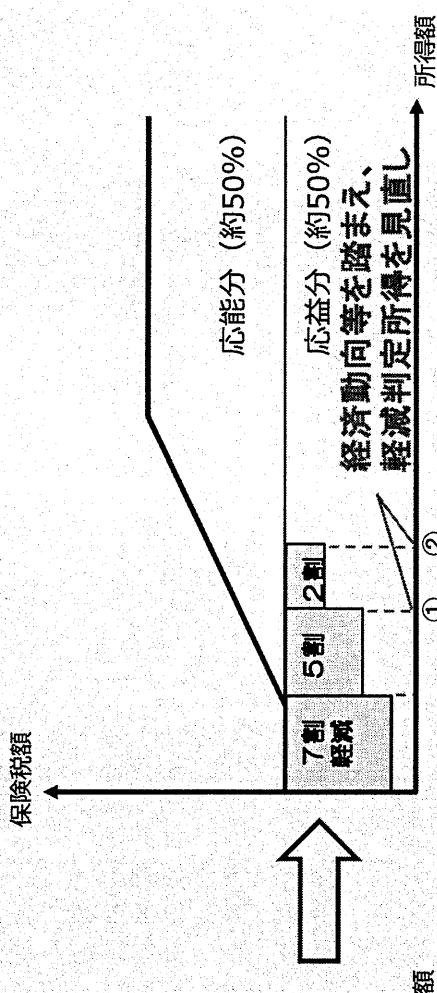
2 この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【税制改正関係②】低所得者に係る国民健康保険保険税の軽減判定所得の見直し

1. 現行



2. 改正後



【現行】軽減判定所得（平成28年度）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)× $26.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} \ast)$

2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)× $48\text{万円} \times (\text{被保険者数} \ast)$

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【改正後】軽減判定所得（平成29年度）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)× $27\text{万円} \times (\text{被保険者数} \ast)$

2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)× $49\text{万円} \times (\text{被保険者数} \ast)$

3. 要望内容

低所得者に対する国民健康保険保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ所要の見直しを行う。

※ 国民健康保険税の賦課限度額については、医療保険部会での議論を踏まえ、見直さないこととする。